

平成 29 年度 第 12 回定例(3 月)教育委員会議 会議録

平成 29 年度第 12 回定例教育委員会議が、平成 30 年 3 月 15 日(木)午後 2 時 00 分に教育長室に招集された。

議 事 日 程

- 第 1 開 会 午後 2 時 00 分開会
- 第 2 教育長挨拶
- 第 3 平成 29 年度第 11 回議事録の承認 承認
- 第 4 教育長活動報告(別紙資料)
- 第 5 審議・報告事項
- 審議 1 猿払村学校運営協議会の設置に関する規則の制定について
 - 審議 2 猿払村就学援助規則の全部を改正する規則について
 - 審議 3 猿払村学校管理規則の一部を改正する規則について
 - 審議 4 猿払村スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則について
 - 審議 5 猿払村学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について
 - 審議 6 猿払村立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 審議 7 修学旅行の引率業務等に従事する村立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定について
 - 審議 8 猿払村文化・スポーツ活動全国大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について
 - 審議 9 猿払村学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 審議 10 猿払村学校給食センターにおける専門員の命課基準を廃止する訓令の制定について
 - 審議 11 猿払村立の小学校・中学校等の事務主任・専門員の命課基準の制定について
 - 審議 12 猿払村立の小学校・中学校等の専門事務主任・指導専門員の命課基準の制定について すべて承認
- 報告 1 平成 30 年度行政執行方針及び教育行政執行方針について 了承
- 報告 2 平成 29 年度猿払村一般会計補正予算(第 15 号)について 了承
- 報告 3 平成 30 年度猿払村一般会計予算について 了承
- 報告 4 平成 30 年 4 月 1 日付け教職員人事異動について 了承
- 第 6 活動計画 平成 30 年 3 月 16 日(金)～ 4 月 20 日(金)までについて 了承
- 第 7 協議事項
- 協議 1 次回教育委員会議の開催及び平成 30 年度会議日程について 了承
- とき：平成 30 年 4 月 20 日(金) 15 時 30 分～
- ※教育関係者歓迎会 17:30～
- 第 8 閉 会 午後 3 時 30 分閉会

議事録署名委員

原本署名済

議事録作成職員 教育次長 阿部 孝好

第12回定例(3月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	委 員	宮 川 哲	
	委 員	川 谷 常 夫	
	委 員	玉 田 將	
	教 育 長	眞 坂 潤 一	
〔欠席委員〕	教育長職務代理者	藤 本 霞	
〔出席職員〕	教 育 次 長	阿 部 孝 好	
	教育次長補佐	小 俣 孝 範	
	給食センター所長	西 口 亮 一	

- 教育次長 : それでは、第12回、今年度最後の教育委員会議となります。開始させていただきます。最初に、教育長よりご挨拶申し上げます。
- 教育長 : 皆様ご苦勞さまで。最後の教育委員会議ということで、藤本委員については札幌の方で病院受診されるということで本日は欠席のご連絡をいただいているところです。教員の人事作業もほぼほぼ終わっております。後から説明があらうかと思いますが、今年も各校ですね、知来別を除く学校での異動が発生致します。詳しくはその時にお話ししたいと思いますけれども、校長職については定年退職で2人、それから異動で1人、5人の内3人が変わるということになります。教頭職は1人中中学校の教頭だけが異動という形に今回なりました。一般教員についてもそこその異動内容というふうになっておりますので後でお話ししたいというふうに思います。人事の公表につきましては新聞発表等の関係もあって今月26日に管理職人事が新聞掲載されます。一般教員については翌日の27日という形になりますので、今日お話しする内容については、委員の胸の内に暫くの間、しまっておいていただくと大変ありがたいです。そういうことで人事案件も含めて今日はちょっと本数の多い説明の内容というふうになりますけれども、御審議の方よろしくお願ひしたいと思います。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。
- 教育次長 : 続きまして、平成29年度の第11回議事録の承認についてです。先日、郵送でお配りしておりますので確認の方はいただけたかと思いますが、よろしいでしょうか。署名をお願い致します。

《各委員署名》

- 教育次長 : ありがとうございます。それでは、4番の活動報告に移りたいと思います。資料1番をご覧ください。教育長よりご報告いたします。
- 教育長 : はい。2月20日から本日までの間の活動報告ということで、報告させていただきます。2月20日ですけれども、生徒指導連絡協議会定期的な会議で年3回の会議ですけれども、最終の会議を拓心中学校で行っております。各学校における生徒指導の状況報告等の意見交換がされておりました。私も出席しております。それから2月23日には学校事務職員の会議、これも年に数回実施しているところですが、今年度も実施しております。同じ日に、午後からは教頭会議ということで、これも定例の会議を行っております。それから2月27日です。第3回目の外国語活動検討委員会。来年、30年度からですね、前倒しで小学校においても外国語活動英語教科の部分が取り入れるということになりましたのでそれに向けての検討委員会をこの日3回目の会議を行っております。それから27日夜には2回目になりました体力測定会を農村環境センターを会場に行っております。今年度2回目でしたけれども、続けて参加いただいた方もおりましたし参加された測定結果についてはですね結果を対比できるような形で参加者の方にお渡しをしているというふ

うに聞いております。それから、3月1日ですけれども、天候の関係で村内の小中学校の下校時間を繰り上げて下校をしていただいたということになりました。2日の日も臨時休校という形で今年は本当に学校が休みになるケースが多かったですから、ちなみに私も、28日から数年振りインフルエンザ罹りましてこの近辺3日ほど休ませていただきました。その結果、土日に行事があったのですが、そちらの方も失礼させていただいて、次長以下、職員でやっていただいたのですが、3日に和菓子作り講座ということで桜餅、うぐいす餅を作るということで実施をさせていただきました。沢山受講していただいて桜餅、うぐいす餅を作ってそれぞれお持ち帰りをいただいたというふう聞いております。翌日については、さわやかゲートボール大会という事で、これも例年実施しているゲートボールの大会をスポーツセンターを会場に行っております。今日の新聞でしたでしょうかその様子が載っております。それから、3月6日から8日まで定例村議会が開催されました。3月定例については冒頭新年度に向けての村長からは村政執行方針。それから、私の方からは教育行政執行方針という形で、議会の席です。来年度に向けての施策についてお話をさせていただきました。前回の教育委員会議でお示したものを議会でもお話ししたということでございます。それから6日の夜にですねうちの社会教育委員さんに講師になっていただいて、ミニ講座を開催いたしました。今年は知来別の榛沢さんに仏事、それから浜鬼の秋元さんロープワークという形でそれぞれ半分受け持っていてお二人の講師で2講座連続で行っております。14、5名の参加をいただいております。それから3月9日でございますけれども、臨時校長会議、この日教職員の人事の内示の日ということで村内の校長に集まっていたら内示をさせていただいたところです。それから、3月13日には拓心中学校の卒業式がありまして、私それから藤本委員、川谷委員が出席下さいました。この日の午後からですね、社会教育委員会議ということで今年度最後の社会教育の委員会の方も開催させていただいております。それから、昨日ですけれども定例学校長会議ということで、役場会議室で校長会の方を行って、その夜に退職される校長、それから、転勤される校長の送別会を実施したところです。本日については定例の教育委員会議。それから今晚はスポーツ推進委員会議を6時半から計画をしています。以上で報告とさせていただきます。

○教育次長 : 続きまして、5番審議事項に移りたいと思います。まず、資料2としまして、厚い資料がご配りしております。そちらをご覧いただきたいと思います。数にしまして12本規則等の改正が溜まってしましまして、資料が厚くなってしまいました。概要についてご説明させていただきますのでご審議、ご承認いただけるようお願いしたいと思います。一番下にページ数をふってありますので、そちらを見ながらお話を聞いていただきたいと思います。まず1ページ目からです。1つ目の猿払村学校運営協議会設置に関する規則ということで、こちらは新規の規則制定になります。以前からお話ししております、コミュニティスクールという制度の実施に向けてということで、猿払村学校運営協議会というものを各学校に設置するというお話をしてきたかと思っております。この中で、学校運営協議から設置に関するもろもろの規則につきまして新規で制定をさせていただきました。内容につきましては文部科学省で示されているひな形を忠実に、基本的なものを網羅するような形で策定しております。村の特徴的なこととしましては、基本的には各学校単位で、学校運営協議会を設置するという内容としております。委員の構成としては13名以内ということで規定しております。理由としましては、中学校が統合中学校あるということで小学校10名、その中で中学校については各接続する小学校の校長先生が委員となるということ想定しましてプラス3名を、ということで中学校13名、小学校で10名という想定の中で13名以内という委員構成としております。委員の任期については2年ということで定めさせていただきました。今後の計画にはなるのですけれども、今年度、中学校の方と協議を始めてはいるのですけれども、大体7月ぐらいに第1回目の運営協議会ができるようにということで今後詳細な協議を行っていきたいと考えております。また具体的な動きがありましたら随時、この教育委員会議の中でご報告させていただきたいと思っております。これがまず1

つ目学校運営協議会設置に関する規則の制定についてです。全て一括してご提案させていただきますと思います。申し訳ありません。2つ目です。猿払村就学援助規則の全部改正についてということで5ページをご覧ください。元々、猿払村就学援助規則ということで経済的に困窮している家庭を援助する規則で従来から設けられていた規則です。それを全部改正ということで中身的には新たに設けた作り方をしているのですけれども、もともとあったものを全面的に文言の整理ですとか、内容について追加するような内容になりましたので、新たに作り直す方法として、全部改正ということで改正をしております。基本的には要保護世帯ということで、生活保護世帯に対する援助とそれともう1つ、準用保護者ということで生活保護に準じる生活保護は受けていないけれど、生活保護に近い状態という世帯についても、この就学の援助することができるということで規則を設けております。元々設けておりました就学援助規則と基本的に大きく変わるところではないのですけれども、1つ、今回の改正を行ったメインではあるのですが5ページ一番下から2行目でイの(イ)と書いているところで、その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者というところで要は、生活保護ではないけれども経済的に苦しいですという方は準要保護者として援助ができることが元々規定されていたのですけれども具体的な基準が今までは実は無かったということになります。一体収入が幾ら位であればこの経済的に困窮しているということに認められるのかということが、なかなか明確な規定を設けていなかったということがありまして、それをしっかり明記させていただきました。6頁一番上に当たります。生活保護費基準額に1.3を乗じて得た額以下であればこの準要保護者として認めるということで、この1.3というのは全道的な市町村教育委員会で定める就学援助の収入判定基準の中で、1.2とか1.4という数字を採用している市町村もありますが、1.3というのが概ね、管内的に見ても多数を占めるこの割合ということで猿払村もこれを採用させていただきました。その世帯の収入をこの生活保護費の1.3倍以内であれば経済的に困窮しているということに認められるということで第3条の第1項につきましては新たに設けた。内容となっております。それ以外についてはほとんど、これまで設けていたものと変わらないのですけれども、一部この改正に合わせまして7ページの第7条、支給額等というところなのですけれども、この2と4ですね。これまで修学旅行費そして給食費については一旦保護者の方に援助費を支払って保護者が学校にそのお金を納めるという流れになっていたのですけれども、こちらは保護者の口座を経由せず真っ直ぐ学校給食費につきましては、学校給食会の口座に、修学旅行費につきましては、そのまま学校の指定する口座にということで事務の効率化も併せて図ることを新たに追加させていただきました。それ以外につきましては基本的にはもともとの規定を踏襲させていただいております。そちらは10ページ、11ページを開いていただきたいのですが、11ページが今お話しした給食費と修学旅行費について同意をいただいた中で口座を経由しないで直接支払らわさせていただきますという委任状を新たに追加しております。こちらが就学援助規則の全部改正の説明となります。次に26ページをご覧ください。こちらは猿払村立学校職員服務規程の一部を改正する訓令ということで主に道立学校、高校だとか北海道が設置する学校と基本的にはそれにならって猿払村も学校職員の服務規程というのを設けていたのですけれどもかなり改正がたびたび行われていたものが、随時村の規程の改正を合わせて行われていなかった関係もありまして猿払村の学校職員の服務規程と道立学校の服務規程、特に様式類で大分相違が出てしまっておりましたので、そちらを改正させていただいております。ほとんどこの様式類が新しくなったということの改正です。休暇の関係ですとか、様式の古いものを今の現行制度に合うように新しく様式を定めさせていただいております。こちらはこのような内容ということでご理解下さい。同じく76ページをご覧ください。こちら猿払村立学校管理規則の一部を改正する規則ということで様式の改正が主なのですけれども、様式の改正以外に、この76ページの中段から上のところに専門事務主任という括弧書きがあるかと思うのですけれども、こちらは今、学校に事務職員の方がいらっしゃるのですけれども事務職員として昇給する場合に事務主

任という職になります。それはもともと明記されているのですけれども、さらにその事務主任の上当たる職ということで専門事務主任という方の職名が新たに加わることになりましたので、そちらも猿払村学校管理規則で明記する必要があるということになりましたのでこの規定を追加させていただいております。それ以外につきましては同じ服務規定と同様に、様式を改正させていただいております。次、92ページになります。猿払村学校給食センターにおける専門員の命課基準を廃止する規程ということで今規定しておりますこの命課基準というものが実態に合わなくなってしまう部分があるので新たに規定する必要がありますので現行の規程を廃止する規程を作らせていただきます。こちらは完全に今のものを廃止するという内容になっております。それを経て、94ページになります。猿払村学校給食センター管理運営規程の一部改正ということで先ほど事務の方の専門事務主任という新たな職が設けられますということに関連するのですけれども今の栄養職員の方が昇給といいますか、位が上がる際に専門員という職になります。さらにその上の職ということで指導専門員ということで新たに栄養職員の要は主任のまたその上の方というような位置づけになるかと思えます。指導専門員ということでこちらの栄養職員の役付けも新たに設置されましたのでこの管理運営規程の中に追加をさせていただいております。それに関連いたしまして、96ページ、97頁です。それぞれその専門事務主任、指導専門員はどのような方を位置づけるのかということ猿払村で基準を設けなければならないということで、命課基準ということで新たに設け、同じく96ページですね。専門事務主任と指導専門員の命課基準を設置させていただきました。それと先ほど廃止した命課基準に代わるものとして97ページになります、事務主任と専門員ということで、今規定されておりますものも新たに命課基準を作らせていただきました。内容につきまして道立学校、道立の職員の方の基準をそのまま準用するという形にしております。98ページですね。修学旅行の引率業務等に従事する村立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令ということで、こちらは確か11月か12月だったかと思いますが改正したものが更にまた項目が追加されまして学校の勤務時間外に行われる業務の中で、指定される業務につきましては割振り、別な日に振りかえることができるということで決まっている項目がありますが、この8、9と中段にあります第8項、第9項ということを新たに家庭訪問の業務と教育相談の業務というものが道立学校の規定の中で追加されましたのでどちらもそれにならって追加させていただきたいということの改正になっております。あわせて様式の相違が出てきましたので様式も道立学校にならった形で改正をさせていただいております。次、105ページになります。猿払村スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則、こちらと、107ページ猿払村学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則ということで、費用弁償の関係の規定がどちらも入っていなかったもので、規則の方に明記してくださいということで総務の方から指示がありましたのでスポーツ推進員につきましては第6条で、報酬及び費用弁償学校給食センター運営委員会の規則に関しては第5条で報酬及び費用弁償ということで規程を追加しております。運用自体は、今までと変わったところはありません。最後です。猿払村文化スポーツ活動全国大会出場補助金交付要綱の一部を改正する訓令です。こちらは補助金の支給項目の中で栄養補給費ということで、1日1,000円その5分の4ということで800円を上限として支給をしていた根拠の規定があったのですけれども、なかなか実際に補助金を支出しましてももとは仕出しのお弁当を購入するというイメージで1日約1,000円の5分の4なので800円と規定していたのですけれども今の実態としてはコンビニで色々なお弁当を買ったりですとか、おにぎりを買ったりですとかレストランへ行ってそれぞれバラバラなものを食べたりというようなことで、実際に実績報告の中でレシートですとか領収書もらって精算をするのですけれども、かなりちょっとこの部分が煩雑化を招いてしまっているという実態もあり、ほとんどこの800円以上の支出になっているので頭打ちの800円ということになっている関係もありましたので、もうここは定額として800円ということにしてしまった方が出す方も、もらう側も手間が掛からないので

はないかということで財政側と協議しまして栄養補給費は今までは1,000円の5分の4を上限という内容だったのですけれども800円の定額ということで改正をさせていただきたいという内容になっております。それに関連する110ページは様式の改正になっております。ということで、全て12の規則等の改正と制定をさせていただきたいということでお話ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。もうほとんど大半は道立学校の部分に合わせて改正しなければならなかった部分が時々で漏れてしまっていた部分を改正したというのが今回の改正は主になっております。独自の部分としましては、最初の学校運営協議会の関係と就学援助の関係かなと思います。一般的なものとは違って猿払村独自のこういうものを作りましたということではなく、一般例を基に作った内容になっております。就学援助の方も元々やっていた部分をよりの確に判断できるようにということで規定を追加した内容となっております。

- 委員 : わかりました。
- 教育次長 : ありがとうございます。ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 教育次長 : ありがとうございます。次、次第の部分では6番の報告事項に移りたいと思います。報告1、2、3ということで前回の教育委員会議の中で平成30年度の行政執行方針及び教育行政執行方針と猿払村一般会計補正予算についてと、30年度猿払村一般会計予算についてということでご提案させていただいたかと思うのですけれども、こちらが原案通り全て可決しておりますので今回改めて資料は同じものになりますので、付けておりません。ということでこちらは報告と原案どおり可決しましたということをご報告させていただきたいと思います。報告の4番ということで、資料3をご覧ください。最初の教育長の挨拶にもありましたので報道の解禁前ということですので取り扱いは委員さんの中で止めておいていただきたいと思ひます。鬼志別小学校につきましては5名の方が去られます。そして新たに4人ということで来られます。真ん中の期限付き教員の方で1名だけ実はまだ決まっております。まだ本当に決まっていなく、男性なのか女性なのかというのちょっとまだ分からないという状況になっております。御紹介しますと、新たに来られる鬼志別小学校の校長は、もともとこちらで教員にされていたことがあるというふうに聞いています。
- 教育長 : 鬼志別小学校で若い頃教員されていました。
- 教育次長 : この〇〇さんという教員の方は奥さんと小学生と未就学児の、お子さん2名いらっしゃるということで、ご家族で赴任されます。〇〇さんは「〇〇」ではなく「〇〇」と読むようです。男性です。若い方で、この方は秋田から来られるということで聞いております。知来別小学校につきましては異動者なしということでそのまま今年度と同じメンバーで30年度も行っていただきます。1枚めぐりいただいて浜鬼志別小学校です。新たに頼別から校長先生が来られます。〇〇先生は旭川に転出されるという事で、その後任には、〇〇さんという方です。今現在中学校に〇〇先生という方がいらっしゃるのですけれども、そちらの奥様ということになります。こちらに転任されてから、ご夫婦で同居する予定になっております。今は産休でお休みされている〇〇先生が復職されるということと、あと特別支援学級が増設されるということと、加配の教諭ということで2名、期限付きの教員の方なのですけれども、新たに2人定数としては増えます。歌登小からと枝幸中からと、どちらも女性の教員の方です。〇〇さんという方は、先ほどの鬼志別小学校の校長先生の奥様です。〇〇さんは枝幸中の現職の先生です。下も浜鬼志別小学校の人事の関係になります。事務職員の〇〇さんが人事交流ということで、道立学校高校の事務職員の方と道教委の所管する小中学校の事務職員の方との人事交流ということで、高校の方に転出ということになり日高管内、静内高校に転出されます。で、その後に来られる方は新規採用ということで、〇〇さんという方が来られます。浅茅野小学校につきましては校長先生がもともと、上川管内からの転出ということで来られていた。校長先生だったのですが、上川の方に戻られるということになります。後任には、〇〇さんという校長先生で、こちらの〇〇校長先生も、もともと一般教諭時代に猿払村で

余り長くはなかったのかなとは思いますが、実は私の娘の1年生の担任をされていた方なので、私は存じている方です。この方は教頭から校長採用ということで、こちらの方に来られます。続きまして最後に中学校です。中学校は教頭先生が稚内に転任されて、新たに礼文の香深中から教頭先生が来られます。こちらも転任される方が4人ということで、新規採用方は2名ということで、また若返りがちょっとあるのかなと思います。新任の先生が今、2名来られるということもありまして一番下の〇〇さんという方、この初任者が多いというところで先生を増員されて定数増ということで、1名拓心中学校につきましては先生が1人増える形になりました。こちらはまだ1人未確定なのですけれども30年度の人事異動の内容になりますのでよろしくお願いします。今年は3月31日が土曜日で1日が日曜日ですので、31日に目がけて一斉に先生方が一遍に転出されて、そして次の日に一遍に転入がされるという状況になろうかなと思います。こちら報告ということでよろしくお願いしますはい、それでは7番の活動計画に移らせていただきます。資料4番をご覧ください。次回予定の4月20日までの計画を1枚にまとめさせていただきました。特徴的なものだけお話ししたいと思います。今度の日曜日、3月18日には村内の各小学校で卒業式が行われます。川谷委員には鬼志別小学校。宮川委員には、知来別小学校ということで出席の方よろしくお願いしますと思います。3月20日なのですけれども、15時半から今年オジョールスキイ村に中学生が訪問するという年になっております。昨年私が行ったビデオを持って参加を希望する中学生に集まっていたいて本当に申し込むかどうかを考えてもらう為の説明会をやりたいなと思っています。その中でおおよそ、どの程度行きたいと考えている人が居るのかなという把握ができるかなと思っているのですけれども、その船の様子ですとか注意いただきたいことを今までは行った事はないのですけれども船が違うというところをちょっと中心に説明会を開催するというので、昨日案内文書を配布させていただいております。3月26日にはですね知来別で小学校の大規模改修事業の説明会を実施致します。一応、当初予算で知来別の大規模改修事業ということで猿払村の予算では当初予算に計上されているのですけれども、2億約7000万円という大事業になります。しかし、国庫補助事業ということで補助決定がまだ採択されるかどうか実はどうなるのかというのが、確実に補助がつかますという状況の中ではありませんのでもしかすると補助が見送られた場合には、事業自体も見送りせざるを得ないということも含めて知来別の方には説明をしたいということで考えております。一応、予定通り工事が行われた場合ということで具体的なこの時期にこういう工事を行いますというような内容で説明をしていきたいなと思っています。で、3月27日には9時から役場の会議室で、退職教職員辞令交付式ということで定年退職される2名の校長先生の辞令交付式を行います。同日に鬼志別保育所の卒園式もありますので、教育長が出席する予定となっております。翌日に浜鬼志別保育所の卒園式ということでこちらも教育長が出席する予定となっております。4月3日、年度が新たに変わります。3日は平日でいきますと火曜日ですね。2日目に当たるのですが入園式もありますが、その後昼から教職員辞令交付式ということで先ほどご紹介いたしました、転任されて猿払村に来られた先生方の辞令交付式を行います。その終了後臨時校長会議、臨時教頭会議ということで新たなメンバーの校長会、教頭会の役員選出がされる会議が行われることとなります。4月4日浜鬼志別保育所入園式、4月6日に浅茅野小学校除く3小学校で入学式、午後からは拓心中学校の入学式ということで、委員さんには祝辞の方をお願いしたいと思っています。4月9日です。13時30分から三者合同会議ということで、校長会、教頭会、そして教育委員会事務局ということで合同の会議を開催致します。その夜に三者合同歓迎会ということで、案内はまだ実は来てないのですけれども、もう場所の予約もされているという情報も聞きましたので予定に入れさせていただきました。4月10日教育長会議、4月12日次課長会議ということで、稚内で開催されます。少し空いて4月20日これも例年、それに合わせて教育委員会会議を開催しているということもありましたので今年は4月20日の金曜日に30年度転入されて来られた教職員の方々の歓迎会が拓心中学校でありますので、その前段

で定例教育委員会議を開催させていただきたいと、いう内容になっております。関連しますので8番の協議事項に移りたいと思います。ちょっと早いかと思ったのですがけれども今年度の実績を踏まえて計画をさせていただきました。資料5番をご覧ください。真ん中の平成30年度案というところをご覧くださいと思うのですがけれども30年度、来年度の教育委員会議の日程案ということでまず4月20日につきましては歓迎会も開催されるということでこの日でのこの時間、議題として行うのは約2時間歓迎会までの時間という中で十分終わらせられるかなと思っておりますのでこの日に開催させていただきたいという提案になります。一番右側の欄にはですね。その時期に、想定される予定を入れさせていただいております。日が入っているものは、その日で決定ということで取り扱いいただいて構いません。年間のスケジュール、札幌の研修会の日程も決まっているようです。学校訪問の関係は、学校との調整もありますのでこの時期にということで、6月、10月ということぐらいいしか決められないかなと思うのですがけれども、日にちが入っているものにつきましては、是非年間の予定の中に組んでいただきたいなと思っております。30年度の、来年の3月までの案につきましては、今日は欠席されている委員もおりますので次回の中で同じ内容で提案し決定ということで聞かせていただきたいと思いますと思っておりますが、一番下にも書いておりますけれども次期開催の前に2名欠席見込まれる場合には別日に変更ということで、まずは基本的な日程ということで今年度の実績をなるべく変えないような形でカレンダーにはめてみましたので、これは次回決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。20日の開催についてはよろしいですかね。

- 宮川委員 : 私はなんともないです。
- 玉田委員 : 《玉田委員遅れて到着》
- 教育長 : 新年度の全国学力学習状況調査の実施日が4月の17日火曜日に予定されています。今年は国語、算数、プラス理科だったかな1教科プラスとなるはずです。
- 教育次長 : 玉田さん、今一応、協議事項ということで資料5番をご覧くださいと思うのですがけれども、藤本さんも欠席されておりますので全体はちょっと次回の4月に決定させていただきたいと思うのですがけれども、次回の4月20日に教職員の歓迎会を毎年学校を会場にやっているのがありますので、これに合わせて15時30分からということで開設をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
- 委員 : はい。
- 教育次長 : ありがとうございます。それでは玉田さん、前段の議題については後ほど終了してからご説明したいと思いますので、よろしく願います。一応、用意した議題は以上となります。
- 玉田委員 : わかりました。
- 教育次長 : 委員の皆さんからは何かありましたら。よろしいですか。
- 各委員 : ありません。
- 教育次長 : ではこれで、今年度の最後の教育委員会議、第12回の猿払村教育委員会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

《終了》